

## 下水汚泥溶融スラグの売り払いに伴う契約書

大阪市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の各条項に従い、舞洲スラッジセンター並びに平野下水処理場から発生する下水汚泥溶融スラグ（以下、「溶融スラグ」という。）の売り払いについて、この契約を締結する。

（溶融スラグの単価）

第 1 条 甲は、舞洲スラッジセンター並びに平野下水処理場から発生する溶融スラグについて、乙に対して溶融スラグ 1 トンあたり 5 2 円（消費税および地方消費税を含む）で売り払うものとする。

（料金の算定方法）

第 2 条 甲は、引取り期間に舞洲スラッジセンター並びに平野下水処理場から搬出した溶融スラグ量を集計し、合計量から料金（1 円未満切り捨て）を算定する。

（料金の支払い）

第 3 条 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに料金を納入しなければならない。

（契約期間）

第 4 条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（連絡及び調整）

第 5 条 甲乙は、円滑な売り払い業務の運営を図るため、常に綿密な連絡調整等を行うものである。

（協議）

第 6 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項について、疑義が生じた場合は、別途、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

（甲） 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 1 0 号  
A T C ビル I T M 棟 6 階  
大阪市建設局長

印

（乙）